

令和6年第4回(12月)川南町議会定例会会議録

令和6年12月17日（火曜日）

本日の会議に付した事件

令和6年12月17日 午後1時15分開会

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 議案第58号 財産の取得について(追認) |
| 日程第2 | 議案第59号 財産の取得について(追認) |
| 日程第3 | 議案第60号 財産の取得について(追認) |
| 日程第4 | 議案第61号 財産の取得について(追認) |
| 日程第5 | 議案第62号 訴えの提起について |
| 日程第6 | 議案第63号 川南町産農林水産物等消費拡大推進条例を定めるについて |
| 日程第7 | 議案第64号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について |
| 日程第8 | 議案第65号 川南町子ども・子育て審議会条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第66号 川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について |
| 日程第10 | 議案第67号 令和6年度川南町一般会計補正予算(第11号) |
| 日程第11 | 議案第68号 令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第12 | 議案第69号 令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) |
| 日程第13 | 同意第 4号 教育長の任命について |
| 日程第14 | 請願第 2号 加齢性難聴者の補聴器購入に町独自の補助制度を求める請願 |
| 日程第15 | 発議第10号 川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議員派遣の件について |
| 日程第17 | 閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について |
| 日程第18 | 閉会中における資格審査特別委員会活動の件について |
| 日程第19 | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について |

出席議員(13名)

1番 乙 津 弘 子 議員	2番 内 藤 逸 子 議員
3番 蓑 原 敏 朗 議員	4番 田 中 宏 政 議員
5番 河 野 禎 明 議員	6番 児 玉 助 壽 議員
7番 中 村 昭 人 議員	8番 米 田 正 直 議員
9番 中 瀬 修 議員	10番 小 嶋 貴 子 議員
11番 三 原 明 美 議員	12番 徳弘美津子 議員
13番 河 野 浩 一 議員	

事務局出席職員職氏名

事務局長 谷 講平 君 書記 大塚 隆美 君

説明のために出席した者の職氏名

町 長	宮 崎 吉 敏 君	副町長	
教育長職務代 理者	椎 木 祐 司 君	会計管理者・ 会計課長	山 本 博 君
総務課長	小 嶋 哲 也 君	まちづくり課長	稲 田 隆 志 君
財政課長	川 崎 紀 朗 君	税務課長	米 田 政 彦 君
町民健康課長	渡 邊 寿 美 君	福祉課長	河 野 賢 二 君
環境課長	甲 斐 玲 君	産業推進課長	河 野 英 樹 君
農地課長	新 倉 好 雄 君	建設課長	黒 木 誠 一 君
上下水道課長	大 塚 祥 一 君	教育課長	三 好 益 夫 君
代表監査委員	永 友 靖 君		

午後1時15分開会

○議長（河野 浩一君） これから本日の会議を開きます。

申し上げます。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いします。

傍聴人の皆様に申し上げます。議場内では、議会傍聴規則第8条及び9条の規定により、議場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明することはできません。

また、写真動画撮影・録音はできませんのでよろしくお願いします。

本日の日程は、お手元にお配りしてあるとおりであります。

ここで町長及び総務課長から発言の申し出がありましたのでこれを許可します。

○町長（宮崎 吉敏君） 議案第64号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてに一部誤りがございましたのでお詫びして議案の訂正をお願いいたします。

訂正内容につきましては、担当課長に説明をさせます。

よろしくお願いいたします。

○総務課長（小嶋 哲也君） 本議会におきまして提案しております議案第64号につきまして文字の誤りがありましたので、お詫びして訂正をお願いいたします。

文字の誤りにつきましては、題名の次の行「刑法法」とあるのが、正しくは「刑法等」でございます。

誠に申し訳ありませんでした。訂正をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（河野 浩一君） ただいま説明のありました議案第64号の訂正につきまして、何か質問はありませんか。

それでは、議案第64号につきましては、正誤表のとおり訂正することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

それでは議案第64号につきましては、正誤表のとおり訂正をお願いします。

日程第1「議案第58号財産の取得について（追認）」、日程第2「議案第59号財産の取得について（追認）」、日程第3「議案第60号財産の取得について（追認）」、日程第4「議案第61号財産の取得について（追認）」、日程第5「議案第62号訴えの提起について」、日程第6「議案第63号川南町産農林水産物等消費拡大推進条例を定めるについて」、日程第7「議案第64号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について」、日程第8「議案第65号川南町子ども・子育て審議会条例の一部改正について」、日

程第9「議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について」、本9議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子議員） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第64号から議案第65号につきまして、審査の経過と結果について報告いたします。

いずれの議案も所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。

議案第64号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整理等に関する法律の公布により、懲役及び禁錮を廃止し、新たに禁固刑を創設する等改正が行われ、これらの規定が令和7年6月1日から施行されることに伴い、町の条例の規定中、懲役及び禁錮を拘禁刑に改める必要があるため、関係条例の一部を改正するものです。法律が変わったため、関係条例の一部を改正するものです。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第65号川南町子ども・子育て審議会条例の一部改正については、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正に伴う改正をするものです。

本町の子ども・子育て審議会の組織強化を図るため、委員会委員の定数を10人から15人に増やし、子どもの貧困の解消に対する視点を加えることで、支援の充実を図りたいとの説明です。

委員から、教育や福祉の現場で実際に子どもたちと関わる人材の登用や、審議会委員の男女比について考慮してほしいとの意見がありました。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一君） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（河野 禎明議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第58号、第59号、第60号、第61号、第62号、第63号、第66号について、その経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も12月12日に関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第58号から議案第61号の財産の取得について（追認）は、議案第58号と議案第61号は、教科書について、議案第59号と議案第60号は、トラクターについて、予定価格700万円以上の財産の取得で、本来、議会の議決が必要なものでしたが、それを経ずに取得されておりました。

今回この財産の取得を有効とするための追認議案で、今後このようなことがないようにチェック体制を充実させますとの説明がありました。

議案第62号訴えの提起は、伊倉浜の一部に既に閉鎖された法人名義の民有地が含まれてお

り、時効取得により不動産取得を行うもので、議会の議決がなされれば、本年度中の取得を目指したいとのことでした。

議案第63号川南町産農林水産物等消費拡大推進条例を定めるについては、川南町内で生産される農林水産物等の消費拡大の推進に関する基本理念を定め、川南町産農林水産物等の消費拡大の推進に資することを目的として定めるもので、地産地消を進めることが大事だという意見がありました。

議案第58号59号60号61号62号63号については、討論採決の結果、全会一致で賛成可決しました。

議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定については、川南町地域活性化拠点施設における指定管理期間5年間が今年度末、到来することから、令和7年度から5年間、川南まちづくり株式会社を指定管理者と指定するもので、これは「契約」ではなく地方自治法第244条の2第6項の規定に基づく「指定」であるという説明がありました。

討論、採決の結果、原案どおり認め、賛成多数で可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第58号財産の取得について（追認）討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第58号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第58号財産の取得について（追認）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第59号財産の取得について（追認）討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第59号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第59号財産の取得について（追認）は委員長報告のとおり可決されました。

議案第60号財産の取得について（追認）討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第60号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第60号財産の取得について（追認）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第61号財産の取得について（追認）討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第61号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第61号財産の取得について（追認）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第62号訴えの提起について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第62号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第62号訴えの提起については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第63号川南町産農林水産物等消費拡大推進条例を定めるについて討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第63号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第63号川南町産農林水産物等消費拡大推進条例を定めるについては、委員長報告のとおり可決されました。

議案第64号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第64号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第64号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第65号川南町ども・子育て審議会条例の一部改正について討論を行います。
討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第65号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号川南町子ども・子育て審議会条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○議員（田中 宏政議員） 議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定につきまして、反対の立場で討論させていただきます。

川南町公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により、公の施設に関わる指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体を公募しなければならないとされています。

公募せずに従前の法人を指定するということは、第三者の新しい参入機会を奪うことになります。

また、指定管理者の意義は、競争原理を導入しサービスの向上、経営の効率化を図ることにあることから、公募をして選定の公平性、透明性を担保していただきたいと思います。

私は「まちづくり株式会社」に反対しているわけではありません。

公募をしないという選定方法に反対しているわけです。

今回公募しないのであれば、5年後も10年後も公募をしないという選定方法をとると考えます。

また、町長がこの「まちづくり株式会社」の前取締役であります。

そのことから何かしらの権力、圧力があっての公募しない選定方法ではないかという疑義が生じることは当然だと言えます。

そのことは前回の議会でも言ったんですけども、これは当然だと私は思っております。

疑念を持たれることが事実でないとしても、事実でないとしても、これらを払拭することは難しいことだと考えます。

公募し、競争をすることにより、さらによりよいP L A T Z（ぷらっつ）になることを信じております。

よって、議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について、反対いたします。

○議長（河野 浩一議員） 次に原案に賛成者の発言を許します。

○議員（米田 正直議員） 議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について、原案に賛成の立場で討論を行います。

この議案は2回目の提案であります。

私は、1回目も賛成の立場でありました。

この案に反対する中には、一部施設の運営に当たって、協定書どおりに運営されていないのではないかという意見もありましたが、執行部の説明にもありましたように、協定書どおりに改善したということであります。

川南町地域活性化拠点施設の管理運営は、川南町公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき運営されているもので、指定管理者の選定方法については、同条例第5条の手続の特例に定めている事項を適用していて、公募でなければならないという絶対的なものではありません。

現在まで指定管理者として管理運営していただいています川南まちづくり株式会社は、J A、漁協、商工会、観光協会、そして川南町と町の重立った団体で組織構成されています。施設の設置目的に沿って適切に運営をされてきています。

引き続きこの「川南まちづくり株式会社」に川南町地域活性化拠点施設の指定管理者として指定するのは最も妥当であると判断します。

議員各位におかれましては、多くの賛成をお願いし、賛成討論を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

○議員（乙津 弘子議員） 議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について、に反対の立場で討論します。

議案第66号は、現行業者を契約の相手方にする内容ですが、先日、本案への質疑に対する回答の中で、現行業者は5年間の契約期間中4年半もの間、事業基本計画中のレストランの営業時間を守らずにきたことが明らかにされました。これは驚くべき契約不履行です。結果的に夕食における収入損失もさることながら、「決めたことを守らない」、「決めたことを守らせることができない行政」というコンプライアンス、つまり法令や地域社会のルールを守るといふことの弱さが重大な課題でも問題でもあり、これは当初の随意契約が関係していると思われます。

地方自治体の契約は、一般競争入札が原則です。

これは主権者の町民に、契約相手と内容についての透明性を契約手法で示して信頼を得ようという理念に基づくものであります。

これに対し、随意契約は、相手を最初から特定することから契約業務の運営に情実などの懸念の指摘があり、先ほどの決めたことを守らない事態を守らせることができない行政いわゆる「なあなあ関係」のもとになりかねない心配があります。

町民に背いた4年半の契約不履行を咎めもせず、本来の時間での実施を早めたことを激賞する当局の姿勢は、今後の業務運営に疑問を持たざるを得ません。

よって本案に反対し、公募による相手方の決定を要求するものです。

終わります。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（中村 昭人議員） 議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者について、賛成の立場で討論を行います。

私がこの指定に賛成する理由を述べますが、これは川南町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例、こちらの第5条を根拠にしております。

この条例を読ませていただきますと「町長等は、当該施設の性格、規模及び機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより事業効果が明確に期待ができるとき、又は第2条の規定による公募により当該施設を管理することが適当でないと認めるときは、公募によらず、指定管理者の候補者として選定することができる。この場合において、指定管理者の候補者として選定することができるものは、町が出資している法人又は公共的団体等に限るものとする」というものです。

まさしくこの条例にうたってあることを達成できる団体こそ、町そして農協、商工会、漁協、観光協会が出資者となり、順調に資産を増やしている川南まちづくり株式会社であるのです。

また、現状として、施設設置の目的達成のために他団体を指定管理者に選定する必要がありませんし、また、公共性を保ち、安定した管理運営をできる団体が本町にはございません。

このことが、私がこの議案に賛成する理由となります。

確かに経営を行う上では、様々な、出てくる課題に向き合う必要がありますが、以前から言われています、営業時間の課題も11月1日から協定に定めのある時間に対応をしております。この協定については、現状に即したものに変わるという考え方もあるのではないかと思います。

この議案に反対される議員の言い分を聞いてみますと、最初から川南まちづくり株式会社を排除することで理論武装されており、その動きは、前の町長、副町長などと同調し、この指定管理者の選定を恣意的に独善的に進めていようとしたのではないか、そのような疑いを

持ってしまいます。

これは公募をしても、選定委員会が選んだ事業者を虚偽の公文書で失格とした図書館の指定管理者の選定手続を見てそう疑わざるを得ないのです。

このような考えから、この議案に賛成をするものでありますので、多くの議員の皆様の賛同をお願いして、賛成討論といたします。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（小嶋 貴子議員） 公明党の小嶋貴子です。

議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定について、賛成の立場から討論します。

同僚議員から賛成の討論がたくさんされました。

私が賛成する1点目は、P L A T Z（ぷらっつ）が十分収益を上げていること、今後も安定した経営が期待できること、コロナ禍以降順調に利益が上がっています。

2点目は、入札についてです。

公募はしなければならないという議員がいらっしゃいますが、P L A T Z（ぷらっつ）の運営会社の入札が行われる場合、昨年の図書館のプロポーザルと同じような問題が起きる可能性があります。図書館の指定管理のための公募は通常10月であったのに、当時の副町長指示で12月に行われました。12月に公募、1月にプロポーザルの決定では、4月からの運営に間に合わない、期間が短すぎます。昨年も募集に問い合わせがあったにもかかわらず、2社ほど応募を見合わせたと聞きました。既に12月に入っており今からの公募ではあまりにも遅すぎます。

また、今回否決されれば来年4月からの営業ができなくなる可能性があります。

3点目は、9月議会で提案が否決されましたが、否決の理由が「公募しなければならない」「町長が会社の前町長であった」「現行業者を決めたことを守らせない、守らせることができない」などの理由でしたが、今回の産業推進課課長からの補足説明は各議員の反対理由に十分に応えるものでした。

同じ内容での反対は嫌がらせやごり押しの感があります。

産業推進課の課長がこの発言をするに当たり、どれほどの葛藤や熟慮そして決断があったか、その責任感、使命感を考えると私は心が震えました。

以上の3点の理由から第66号に賛成します。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 次に、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○議員（徳弘 美津子議員） 議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定に

ついて、賛成の立場から討論いたします。

先ほど同僚議員が様々な賛成討論いたしました。かぶることもあります但し御容赦ください。

この議案は9月議会にも提案され、賛成反対同数で議長裁決となり、否決になった議案です。

この指定管理については、レストランの営業時間に対して改善を求める意見があり、付託された文教産業常任委員会に対し、川南まちづくり株式会社は、レストランの営業時間の改善を対応する姿勢を示しました。

そして11月1日よりレストランの営業時間を協定書どおりに改善をいたしました。

利用者サイドに立った議会の強い姿勢に対応した川南まちづくり株式会社は、人的投資や採算を最大限に引き上げることも求めながら、利用者ファーストに立った会社運営に努めておられます。

補足説明にあるように、これほど町が官民一体となる施設運営を様々な経済団体と一致団結していく今回の提案が、よもや否決になることはないと思います。

前回、反対した同僚議員の今回の議案質疑では、町内外に公募することを言われましたが、町内の経済循環を求めていることとはそぐいません。

4月3日に担当課長に、前河野副町長から、前東町長がまちづくり株式会社と契約をしない発言や、その発言内容を録音される状況は、どう考えてもこれまでの川南町の歴史の中でありえない事案であります。

これらの発言の裏には、最終決定権を持つ議会に対し、当時の町長が強い影響を持っていたのではないかと疑念を持ちます。

結果、9月議会で川南まちづくり株式会社が指摘された事案に対し改善する旨を提案しても否決されております。

今回議会が公募を求め、否決になった場合、来年4月からのオープンに間に合うか疑問です。

9月からの議会の否決により、施設で働く従業員やパートの不安をどれだけ理解していらっしゃるのでしょうか。また、利用者や出店者に対し、議会が大きな責任を問われます。

今回この提案に反対をするなら、全ての議員は議員の責任として反対の討論すべきと感じます。

以上、皆様の賛同を求め、賛成討論といたします。

○議長（河野 浩一議員） 他に討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第66号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（ 起立多数 ）

賛成多数です。

起立多数です。

したがって、議案第66号川南町地域活性化拠点施設の指定管理者の指定については、委員長報告のとおり可決されました。

日程第10「議案第67号令和6年度川南町一般会計補正予算（第11号）」、日程第11「議案第68号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」日程第12「議案第69号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」本3議案は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子議員） 総務厚生常任委員会に付託されました議案第67号から議案第69号につきまして、審査の経過と結果について報告いたします。

いずれの議案も所管課職員に出席を求め、委員全員出席のもと、慎重に審査いたしました。

議案第67号令和6年度川南町一般会計補正予算（第11号）について、議案第67号は、予算の総額に歳入歳出それぞれ16億1874万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億5615万2000円とするものです。

総務厚生常任委員会に付託されました歳出の主なものについて報告します。

総務費は15億339万1000円の増額です。

ふるさと納税展開事業は、令和6年度の見込み額を35億円と定めて取り組んでいましたが、9月以降も好調に寄附をいただいているため、年度末の見込みを50億円と修正し、差額の15億円を追加するものです。

伸びている理由は、ふるさと納税係職員と委託業者の連携で、全国で選ばれる商品作りを行っていること、全国放送のテレビ番組に本町の豚肉が特集されたことなどもあります。

また、ふるさと納税ポータルサイトを12月から13サイトに増やして対応しているとの説明です。

寄附金は何に使われているのかとの質疑には、基本的には寄附者の希望に沿って振り分けているとの説明でありました。

民生費は3599万5000円の増額で、主なものは、令和5年度児童福祉関連事業国県交付金の額の確定による返還金2441万5000円で国へ2208万7000円、県へ232万8000円の返還です。

また、債務負担行為補正の小中学校教師用教科書指導書及び指導用準拠教材購入については、付託先が違いますが、今回追認の議案が提出されていることもあり、委員からは、

今後も細心の注意を払って事務を遂行してほしいとの意見がありました。

次に議案第68号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ771万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれに24億7124万円とするものです。

歳入については、国及び県からの保険基盤安定負担金の額の確定により、一般会計繰入金 が413万9000円の増額、歳出については国民健康保険運営基金への積立金478万7000円の増額 が主なものです。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第69号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ379万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6401万6000円とするものです。令和6年11月末現在、2,950人の被保険者数で増加傾向です。

採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 次に、文教産業常任委員長の報告を求めます。

○文教産業常任委員長（河野 禎明議員） 文教産業常任委員会に付託されました議案第67号について、その経過と結果について御報告申し上げます。

いずれの議案も12月12日に関係職員の出席を求め、説明を受け、慎重に審査を行いました。

議案第67号令和6年度一般会計補正予算（第11号）について、文教産業常任委員会に付託された歳入歳出の主なものは、歳入について、12款1項2目災害復旧費分担金330万円は、農業用施設災害復旧費分担金260万円と農地災害復旧費分担金70万円で、令和6年8月29日に宮崎県に最接近した台風10号及び同年10月22日宮崎県を中心に発生した集中豪雨の影響により被災した農業災害復旧に関するもので、施設管理者が負担するものです。

15款2項8目災害復旧費県補助金1865万円は、農業用施設災害復旧事業補助金1690万円と農地災害復旧事業補助金175万円で、国が補助するものです。

歳出について、11款1項1目農業災害復旧費3456万6000円は、同じく令和6年8月29日の台風10号及び同年10月22日の集中豪雨の影響により被災した農業災害復旧に関するもので、内訳は国への災害復旧増高申請のための旅費6万6000円、農業用施設災害復旧工事として枳谷頭首工及び川南原土地改良区幹線用水路の災害復旧工事費補助金分2600万円と、単独事業分500万円で農地災害復旧工事として登り口地区の農地法面災害復旧工事費が350万円で、被災した現地で詳しい説明を受けました。

10款2項小学校費1目学校管理費、手数料の30万2000円と10款3項中学校費1目学校管理費、手数料の16万7000円は、保護者が今まで現金で支払っていた教材等を自動引き落としとするためのシステムの口座登録をするための費用とのことで、現金を扱わないことで不祥事等

を防ぎ、また、先生たちの負担も減るということでした。

しかし、引き落としに1件99円という保護者負担がかかることから、保護者の負担をなくすことも考えるべきではないかという意見が出ました。

7款1項1目商工総務費、県支出金返還金655万9000円は、令和3年度に町内の飲食店に対して交付した川南町新型コロナウイルス感染症対策第6波に伴う時短営業協力金の一部を宮崎県に対して返還するものです。

令和5年12月に実施された国の会計検査時に対象期間外における協力金の支出について指摘があり返還するものですが、当時の要綱や事業者とのやり取りがわかる詳しい資料がないと町民に説明できないとの意見があり、資料をもとに説明を受けました。

本来、令和4年3月31日までに支給までを完了したものは補助の対象になるものでしたが、対象期間を誤認したまま令和4年4月1日以降に10業者に対して交付している協力金が対象とならないとのことでした。

当時はコロナ禍の対応で事業者を守らないといけないという思いで一生懸命やっていた中で起きたことではありますが、こういったことは今まででもあり、再発防止は何度も聞いたが守られておらず、今後の対策等をきちんと町長に示してもらいたいという厳しい意見がありました。

討論採決の結果、原案どおり認め、全会一致で賛成可決しました。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

念のため申し上げます。

討論採決は議案ごとに行います。

議案第67号令和6年度川南町一般会計補正予算（第11号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第67号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号令和6年度川南町一般会計補正予算（第11号）については、委員長報告のとおり可決されました。

議案第68号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号令和6年度川南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

議案第69号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号について採決します。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号令和6年度川南町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13「同意第4号教育長の任命について」を議題とします。

本案は人事に関する案件でありますから質疑、討論を省略して、直ちに採決したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

これから同意第4号について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

（ 全員起立 ）

全員起立ですね。

したがって、同意第4号教育長の任命については、同意することに決定しました。

日程第14「請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に町独自の補助制度を求める請願」を議題とします。

本請願は常任委員会に付託されておりましたので、総務厚生常任委員長の報告を求めます。

○総務厚生常任委員長（内藤 逸子議員） 総務厚生常任委員会に付託されました請願第2号につきまして、審査の経過と結果について報告いたします。

請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に町独自の補助制度を求める請願について、紹介議員は米田正直議員と三原明美議員です。

自分に合った補聴器を購入しづらい実態があります。

委員から、難聴により人との会話が億劫になり、結果的に引きこもりを助長することになりかねない。健康で楽しく人生を送るためにも、人との会話が大事だ。また、補助をする場合、病院の診断書などの提出が必要ではないかとの意見がありました。

採決の結果、全員賛成で採択となりました。

以上で報告を終わります。

○議長（河野 浩一議員） 以上で委員長報告を終わります。

ただいまの委員長報告は採択であります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に町独自の補助制度を求める請願について討論を行います。

討論はありませんか。

○議員（内藤 逸子議員） 請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に町独自の補助制度を求める請願に賛成の立場から討論をします。

加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど、生活の質を落とす大きな原因になるばかりか、最近ではうつ病や認知症の危険因子になることも指摘されています。難聴によりコミュニケーションが減り、会話することで脳に入ってくる情報が

低下することが、脳の機能低下に繋がり、うつや認知症に繋がるのではないかと考えられています。こうした中で、聞こえの悪さを補完し、音や言葉を聞き取れるようにするのが補聴器です。日本の難聴者率は欧米に比べて大差はないと言われていますが、補聴器の使用率は欧米諸国に比べても極めて低く、日本補聴器工業会の調査報告では、イギリスの47.6%に対して、日本は14.4%と、極端に低い数値となっています。この背景には、日本において補聴器の価格が片耳あたりおおむね15万から30万円で保険が適用されないため、全額自己負担となっていることがあります。

この請願は、補聴器購入の全額補助を求めるものではなく、経済的な負担を軽減するための一部助成を求める提案です。加齢性難聴は、誰もが避けられない身体の変化であり、高齢者の尊厳や生活の質に大きく影響を及ぼす課題です。しかし現在、川南町では、障害者手帳の対象とならない中程度の難聴を抱える多くの高齢者が適切な支援を受けられない状況にあります。補聴器の価格は非常に高額であり、多くの方にとって大きな経済的負担となっているのが現状です。補聴器購入への助成制度があれば補聴器が必要であるにもかかわらず、購入を諦めていた方々が新たな一步を踏み出すきっかけになるはずです。聞こえが改善されることで、家族や地域との繋がりが深まり、高齢者の孤立を防ぎ、認知症リスクを軽減する効果も期待されます。これは個人の問題にとどまらず、地域全体の活性化にも繋がる重要な取り組みだと考えます。

また、難聴者の方からこんな声もお聞きしました。すれ違いざまに声をかけてくださる方がいますが、聞き取れずに笑って頭を下げることしかできません。何て声かけてくださったのか気になり、言葉のキャッチボールができないことが残念でなりません。もし聞こえていたら、そこから新たな繋がりが広がるのではないかと思います。この声は多くの高齢者が抱える心の内を代弁しているように感じます。

このような声に耳を傾け、補聴器購入助成制度を導入することは、高齢者の生活の質を守り、地域の福祉をさらに前進させる画期的な一步となるのではないのでしょうか。議員の皆様には、この請願の趣旨を御理解いただき、ぜひ賛同いただき、加齢性難聴者の方々へ寄り添っていただけるようお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（河野 浩一議員） これで討論を終わります。

これから請願第2号について採決します。

お諮りします。

この請願は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号加齢性難聴者の補聴器購入に町独自の補助制度を求める請願は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

お諮りします。

ただいま採択されました請願の取り扱いについては、議長一任願いたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、請願の取り扱いについては、議長一任することに決定しました。

日程第15「発議第10号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について」本議案を議題とします。

朗読は、省略します。

本件について提案理由の説明を求めます。

○議員（内藤 逸子議員） 発議第10号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、その趣旨を御説明申し上げます。

発議第10号は、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布により、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設する等の改正が令和7年6月1日から施行されることに伴い、議会の条例についても関係する用語等の整理を行うものです。

以上のとおりでありますので、各議員の賛同を得て御決定いただきますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（河野 浩一議員） 以上で提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

発議第10号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第10号について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、発議第10号川南町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16「議員派遣の件について」を議題とします。

本件につきましては、川南町議会会議規則第127条の規定により、お手元に配布しました議員派遣のとおり決定をしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、お手元に配付いたしました議員派遣のとおり決定をいたしました。

日程第17「閉会中における議会広報編集特別委員会活動の件について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第18「閉会中における資格審査特別委員会活動の件について」を議題とします。

本件につきましては、閉会中の諸活動を認めたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、閉会中における資格審査特別委員会の諸活動を認めることに決定しました。

日程第19「議会運営委員会の閉会中の所掌事務継続調査の件について」を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第74条の規定により閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

異議がないのでそのように決定します。

これで令和6年第4回川南町議会定例会を閉会します。

お疲れ様でした。

午後2時29分閉会
